

法人が病院を開設する場合の医療法関係手続き

● 法人の設立（または定款変更）認可

医療法人の場合は、神奈川県医療課法人指導グループ（TEL045-210-4869）が窓口です。

● 開設許可申請（第1号様式） [手数料 41,330 円]

法人開設の場合は、開設にあたり許可申請が必要です。「病院開設許可申請書」が受理されてから、開設許可証の交付まで、2～3週間程度かかります。

【開設許可申請の際、持参いただく書類】

- 1 管理者（院長）の免許証※の原本及び写し、履歴書
- ※ 医籍登録年月日が平成 16 年 4 月 1 日以降、歯科医籍登録年月日が平成 18 年 4 月 1 日以降の方は、臨床研修修了登録証
- 2 敷地の面積・平面図
- 3 敷地周囲の見取図（案内図）
- 4 建物の構造概要・平面図（各室の用途が明示されたもの）
- 5 法人の登記簿謄本
- 6 定款または寄附行為
- 7 土地・建物の登記簿謄本（自己所有の場合）
- 8 建築基準法の建築確認済証
（自己所有で、開設にあたり新築あるいは大規模改修をした場合）
- 9 土地・建物の賃貸借契約書（賃貸借の場合）
- 10 汚水を水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域に排出しようとする場合は、汚水排出に関する書類
- 11 設立趣意書
- 12 開設後 2 年間の事業計画書・収支予算書
- 13 医療従事者名簿または人員計画
- 14 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の原本・写し

● 構造設備使用許可申請（第 19 号様式） [手数料 43,580 円]

開設許可証の交付後、診療開始前に、「構造設備使用許可申請」をし、使用前検査を受ける必要があります。

● 開設届の提出（第 5 号様式）

開設から 10 日以内に「病院（診療所、助産所）開設届」の提出が必要です。

この場合の「開設」とは、「診療開始日」ではなく、診療体制（患者を受け入れられる体

制) が整った状態をいいます。保険医療機関の指定手続きの日程などを考慮して、「開設日」を設定してください。

<保険医療機関についての問い合わせは>

関東信越厚生局神奈川事務所審査課 TEL045-270-2053

【開設届提出の際、持参いただく書類】

- 1 管理者（院長）の免許証の写し、履歴書
 - 2 業務に従事する以下の医療従事者全員の免許証の原本及び写し、履歴書
医師、歯科医師、助産師、薬剤師
 - 3 1、2のうち医師、歯科医師の方の臨床研修修了登録証※
- ※ 医籍登録年月日が平成 16 年 4 月 1 日以降、歯科医籍登録年月日が平成 18 年 4 月 1 日以降の方

● エックス線装置を備える場合（第 20 号様式）

エックス線装置設置後、10 日以内に「エックス線装置設置届」の提出が必要です。

構造設備使用許可を要しますので、開設後すぐに使用する場合には、建物の構造設備使用許可申請と同時にエックス線装置設置届を提出してください。

【備考】

- ◆ 開設時に許可を受けた内容、届出をした内容に変更を生じるときは、手続きが必要です。
- ◆ 「病院開設許可申請書」「病院（診療所、助産所）開設届」は 2 部持参し、1 部は控えとして保管してください。

[参考]

- 変更にあたり、許可が必要な事項
 - ・ 開設の目的、維持の方法
 - ・ 従業員の定員
 - ・ 敷地の面積、平面図
 - ・ 建物の構造概要、平面図
 - ・ 法定施設の有無、構造設備の概要
 - ・ 病床数、病床の種別ごとの病床数、各病室の病床数（増加の場合）
- 変更にあたり、届け出が必要な事項
 - ・ 開設者（法人）の名称、主たる事務所の所在地
 - ・ 管理者（院長）の住所、氏名
 - ・ 病院の名称
 - ・ 診療科目
 - ・ 病室の病床数の減少

- ・定款、寄附行為
- ・汚水排出状況報告書記載事項

◆ 医療法関係手続きの届出・申請様式は、当所のホームページ又は「e-kanagawa 電子申請」からダウンロードできます。

◆ 広告可能な診療科目名については、「医療広告ガイドライン」を御参照ください。

※ 手続きの際は、事前にご相談ください。

厚木保健福祉事務所大和センター管理企画課 TEL046-261-2948